

ペティの『賢者一言』と戦時租税論

吉田 克己

Katsumi YOSHIDA. William Petty's *Verbum Sapienti* and Taxation Theory in Wartime. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 2, February 2014. pp. 25 – 32.

William Petty was of great importance as a writer and thinker during the 1600s in England. His main published works on taxation were *A Treatise of Taxes and Contributions* (1662) and *Verbum Sapienti* (1691).

The brief *Verbum Sapienti* was printed as an appendix to *The Political Anatomy of Ireland* (1691). *Verbum Sapienti* stressed the importance of taxing equitably to pay for The Second Anglo-Dutch War (1665-1667).

Our concerns here are Petty's opinions on taxation in *Verbum Sapienti*.

1 はじめに

ウィリアム・ペティ (William Petty) は、イギリスの17世紀重商主義期において、経済学、財政学、統計学に関する多くの著作を公刊した。それらのうち、財政的著作としては、『租税および貢納論』(*A Treatise of Taxes and Contributions*, 1662) と『賢者には一言をもって足る』(*Verbum Sapienti*, 1691) (以下、『賢者一言』と略称) が主要な体系をなしている。これら両著作は、その成立の社会的諸事情において相通ずるものを持ち、しかもその主題においても一致している。すなわち、両著作とも、当時のイギリスにおける最大かつ緊急の経済問題であった財政の基礎確立のための租税政策を提示する目的をもって執筆されたものである。『租税および貢納論』をペティの租税論と呼ぶならば、『賢者一言』はかれの戦時租税論と呼ばれるべき著作であるといつてよい。

イギリスは、1652年からの第一次対オランダ戦争につづき、第二次対オランダ戦争(1665-1667年)に当面した。この戦争は、イギリスにとっては苦戦となることが予想され、また同国の財政も危機に瀕していた。そこで、イギリスは、この戦争に勝利するためには豊富な戦費の確保が不可欠であるとして、巨額の戦費調達の方策を講じた。しかし、ペティの眼には、こうした政府によって採用された戦費調達方法は妥当性を欠くものとし

て映った。そこで、ペティは、かれが新たに考案した政治算術的方法(数量的分析方法)を駆使しつつ、新たな合理的戦費調達方法を示す目的をもって『賢者一言』を執筆したのである。

2 戦時における公共経費の調達方法

17世紀初頭より、オランダの台頭は目覚ましく、漁業・海運業・外国貿易に基づいて著しく繁栄し、その中頃にはどのような南国をも寄せつけないほどの強国に成長していた。第二次対オランダ戦争は、第一次対オランダ戦争と同様に、世界貿易の至上権を掌中に収めて覇権国となっていたオランダに対する、後発国イギリスの武力による挑戦であった。イギリスのオランダに対する宣戦布告は、1665年3月4日に発せられたが、戦費を調達するための準備はその前年からすでに始められていた。政府によって策定された戦費調達の方法は、①月割税(Monthly Assessment)を新たに追加徴収すること、②炉税(Hearth Tax)を担保としてロンドン・シティから借入をすること、③炉税の直接徴収制を放棄して徴税請負制を採用することにより、請負人(farmers, undertakers)からの前貸しを得ること、を柱とするものであった⁽¹⁾。まず、①については、開戦直前の1665年2月に、月額6万8,819ポンドが3年間課せられて総収入額247万7,500ポンドをもたらす、36か月の月割税(36

months' Assessment) の徴収が決定された。さらに、戦争が開始された同年の10月には、月額5万2,083ポンドが2年間課せられて125万ポンドの総収入額をもたらす、24か月の月割税(24 month' Assessment) の徴収が決定された⁽²⁾。②については、戦争開始前年1664年の7月と11月に、それぞれ6%の利子で10万ポンド、合計20万ポンドの借入が行なわれた⁽³⁾。③については、1666年3月に、政府によって請負制度が導入され、請負金額14万5,000ポンド、期間は7か年で、25万ポンドの前貸を得ることが予定された⁽⁴⁾。

ペティが『賢者一言』で批判している政府による戦費調達方法とは、とくに月割税である。この直接税は、内乱期の1645年に長期議会によって導入されて以来、重要な財源として位置づけられ、採用されてきた。この租税は、もともとすべての動産・不動産収入に課税することを意図して導入されたが、動産所有者が不正な手段によってその負担を巧妙に逃れ、実際には土地所有者のみが負担するものと化していた。また、この租税は、あらかじめ決定された総税収額を、各州・都市の間で経済力＝租税力に応じて負担額を割り当てる方式のものであった⁽⁵⁾。しかし、実際には、負担額の各地域への割当は経済力の大きさに比例することなく、不均衡に行なわれた。その結果、この租税の地域間での負担は、不公平で不公正なものとなっていた⁽⁶⁾。ペティが『賢者一言』で直接批判しているのは、一部の特定の者(地主・借地農)にのみ賦課され、また各地域間での負担の配賦が不公平な、月割税に基づく戦費の調達方法である。

ペティは、新たなオランダとの戦争の戦費を月割税で調達することに対して、「多くの人が、……毎月わずか700万ポンドの租税の調達に貢献するため、その全資産の10分の1を強制的に支払わされている」⁽⁷⁾と述べている。この引用文の意味するところは、月割税によって戦費を調達するため、地主と借地農だけが地代収入の10分の1を同税の支払いに当てるといった重荷を負わされている、ということである。また、ペティは、「もしオランダとの戦争が、昨年通りの価値を支出しながら、もう2年もつづくならば、陛下が債務を起したまわざる限り、これらの人たちは、1665年のクリスマス

以降、自己の全資産の3分の1を支払わねばならないという事態が生ずるにちがいない」⁽⁸⁾と述べている。さらには、「現在の方法にしたがえば、人によっては当然に支払うべきもの、または支払うことを要するものの4倍も多くを支払うことになり、この不釣り合いは、租税についての真実の、しかも至極もつともな苦情の種であり、たまたま租税が巨額で、けたはずれになると、どうしてもそう感じられるのである」⁽⁹⁾とも述べている。こうして、ペティは、月割税をオランダとの戦争の戦費調達手段として用いることに反対し、それに代わる別の合理的方法を具体的に示そうとする。それは、あらゆる国民がそれぞれの租税力に応じて戦費の負担に参加することを要請する内容のものであった。

ペティは、『賢者一言』の序論において、戦費を含む公共経費を特定の者からだけでなく、イギリスのすべての人々から幅広く調達することが妥当であることを示唆している。すなわち、「もし公共的経費が〔あらゆる人々の間に〕比例的に課せられるならば、たとえ租税が月額25万ポンドに増額される場合でさえも、自分の全財産の10分の1以上を支払う人は一人もいないはずである」⁽¹⁰⁾(〔 〕内は筆者)と。ペティは、こうした基本的な考えを前提として、まず、当時のイギリスの公共経費を経常経費と臨時経費(戦費)に分け、それぞれ次のように算定する。経常経費は総額100万ポンドで、その内訳は、海軍20万ポンド、軍需品・火薬6万ポンド、陸軍・守備隊29万ポンド、その他45万ポンドである。臨時的戦費は総額300万ポンドで、海軍が200万ポンド、陸軍が60万ポンド以下、その他が50万ポンド以下である⁽¹¹⁾。

次に、ペティは、総額400万ポンドの公共経費の調達方法の具体的な検討に移る。まず、ペティは、イギリスの人口を600万人、国民1人当たりの支出額を6ポンド13シリング4ペンスと推定し、したがって国民総支出額を4,000万ポンドと算定する⁽¹²⁾。つづいて、ペティは、イギリス全体の収入の算定を行う。まず、資産による収入について、不動産(土地、家屋、船舶、家畜など)と動産(貨幣、製品、商品、食器類、家具など)とを合わせた一切の資産から生ずる収入を、年に1,500万ポ

ンドと推定する⁽¹³⁾。このままでは、国民の総支出額が4,000万ポンドで、資産による収入は1,500万ポンドであるので、2,500万ポンドの収入の不足分が生ずる。この収入の不足分を埋め合わせる方法について、ペティは、次のようにいっている。「国民の資財または富からの年々の所収が、1,500万ポンドを生み出すのにすぎないのに、その支出が4,000万ポンドであるとすれば、その場合には、人民の労働が、残りの2,500万ポンドを提供しなければならないことになる」⁽¹⁴⁾と。ここで、ペティは、労働による収入を考えているのである。ペティは、イギリスの労働人口を300万人と推定し、その労働によって生み出される年間の収入総額は2,500万ポンドと算定する⁽¹⁵⁾。こうして、ペティは、資産による収入（地代、家賃、利子など）が1,500万ポンド、労働による収入（賃金）が2,500万ポンド、イギリス全体の収入が4,000万ポンドであると算定する。

しかしながら、上記のようなペティの査定プロセスには、問題が存している。というのは、国民総支出額4,000万ポンドから財産よりの収入1,500万ポンドを控除した残額2,500万ポンドは、労働による収入によって賄われるべき国民支出部分ではあるが、労働による収入の全額ではない。すなわち、2,500万ポンドが労働による収入の全額であるためには、4,000万ポンドは、国民総支出額ではなくして、国民総収入額でなければならない。しかし、この4,000万ポンドはもともと総支出額として算出されたものであったにもかかわらず、それがいつのまにか総収入であると考えられている。すなわち、ペティは、ここで、総支出と総収入とを同一視しているのである。しかし、国民総支出と総収入とは必ずしも一致せず、通常、総収入は総支出よりも大であろう。なぜならば、収入をすべて消費に向けてしまうことはそれほど一般的なことでなく、貯蓄される部分が多少とも存在すると考えられるからである。こうした点を考慮するとき、ペティの査定プロセスをそのまま全面的に受け入れることには無理があるといわなければならない⁽¹⁶⁾。しかし、ペティは、上記のような政治算術的方法に基づいて、総収入と総支出とを同一のものとして捉え、租税負担配分方法について

検討する。

すでに述べたように、ペティは、すべての国民が公共経費の負担に全面的に参加すべきであると考えていた。したがって、国民の収入は資産からの収入と労働からの収入とからなると考えたペティにあっては、当然に租税負担はこれら両者に配分されることになる。そして、その配分の割合については、総収入に占める資産による収入1,500万ポンドと労働による収入2,500万ポンドの割合に応じて、3対5とすべきであると考えた。ここで、ペティは、明らかに、労働と資産とを税源として質的に同等のものとして捉えようとしている⁽¹⁷⁾。換言すれば、ペティは、労働者を資産保有者と同様に、租税を支払うことができる潜在的能力をもった階層として理解しているのである⁽¹⁸⁾。こうした観点から、ペティは、労働に対して課税されていない現行税制を、「租税負担を過去の財産にかけようとし、現存の諸々の能力〔労働〕を無視している」〔〔 〕内は、筆者〕、また、「貧民に対する虚偽の慈悲心が、……かれらの怠惰をゆるしている」⁽¹⁹⁾と批判している。ペティにあっては、労働も資産と同様に、公共経費に対して貢献すべきものであったのである。しかも、ペティは、さほどの困難をとまなうことなくこのことが可能であるとして、「もし、イギリス臣民が、……20分の1だけ多く働き、20分の1だけ少なく消費するならば、かれらは自分たちの国王をしてその現有軍兵力に二倍するものを維持せしめるであろう」⁽²⁰⁾と述べている。そして、その具体的な方法について、ペティは、「労働者は、1日当たり10時間働き、1週当たり就業日には3回、日曜日には2回、20回の食事をとる。このことから、もしかれらが金曜日の晩に断食し、そして11時から1時まで、2時間もかかる食事時間を1時間半にすることができれば、それによって労働が20分の1増加し、消費が20分の1減るから、上述の10分の1は調達されようであろう」⁽²¹⁾と述べている。ようするに、ペティは、労働者が現在よりも労働時間を20分の1増加させ、消費量を20分の1削減させれば、さほどの困難もなく資産保有階層と同じ負担率で租税を支払うことができる、というのである⁽²²⁾。

ともあれ、ペティは、政治算術的方法によって

公共経費が資産保有者と労働者の二つの階層により3対5の割合で分担されるのが妥当であることを導き出した。つづいて、ペティは、この算定された数値を根拠にして、「もし国民の支出が4,000万ポンドであるとすれば、この全体のうちから400万ポンド、すなわち10分の1を政府の必要のために別にしておくことは、すでに現在多くの人たちに対してなされていると同様の苦難であるとしか思われぬ。しかしながら、その400万ポンドのうち、100万ポンドあれば経常的支出が賄われ、300万ポンドあれば臨時的戦争支出が賄われる」⁽²³⁾と説く。ペティによれば、まず、経常経費100万ポンドについては、資産保有階層と労働者階層とがそれぞれに稼得している年間収入の大きさに応じて、したがって資産から37万5,000ポンド、国民から62万5,000ポンドがそれぞれ調達されることになる。資産への課税による37万5,000ポンドの内訳は、地租(Land-tax)が21万6,000ポンド、家畜などに対する租税(Levy on the Cattel)が5万4,000ポンド、動産税(Assessments upon Personal Estates)が6万ポンド、そして家屋税(Levy on the Housing)が4万5,000ポンドである⁽²⁴⁾。また、600万人と推定されている国民への課税による62万5,000ポンドの内訳は、年間一人当たり19ペンスの内国消費税(Excise)が47万5,000ポンド、年間一人当たり6ペンスの人頭税(Poll-tax)が15万ポンドである⁽²⁵⁾。なお、ペティが、ここで労働への課税としないで国民への課税としているのは、内国消費税と人頭税が、形式的には300万人の労働者だけではなく、600万人の全国民を対象に課せられる租税であるからである。

臨時的戦費である年間300万ポンドについては、ペティは、先の経常経費の場合と異なり、その具体的な課税方法については論述していない。しかし、経常経費の調達方法に照らして、300万ポンドを、3対5の割合で、地租・動産税などによる資産への課税で112万5,000ポンドを、内国消費税・人頭税などによる国民への課税で187万5,000ポンドを賄うことを予定していたと考えてまちがいないであろう⁽²⁶⁾。

こうして、ペティは、第二次対オランダ戦争時の戦費を含めた公共経費400万ポンドの合理的調

達方法について検討し、課税の対象を労働にまで広げ、適切な課税方法を採用することによって、国民の支出総額の10分の1を徴収するならば、十分な租税収入が得られることを示した。しかも、ペティは、この方法は、労働を5%増大させ、消費を5%削減させることで達成されるものであるから、貧民にとってもそれほど大きな負担とはならないと考えていた。その場合に、租税の種類としては、地租・家畜などへの租税・動産税・家屋税・人頭税・内国消費税などが適当であると考えていた。そして、ペティは、これらの諸税によって課税における公平がもたらされるばかりではなく、次のような副次的利益があることを指摘している⁽²⁷⁾。

- ① 家屋税：煙突によって家屋を評価すれば、それらの改善および荒廃の状態を十分に明らかにすることができる。
- ② 地租：支払額を年々の賃料にではなく全価値に比例させるようにすれば、資産が家屋であっても、それが土地である場合より以上に租税を支払わなくてもよくなる。また、それが財貨である場合よりも、かなり少なく支払うこともなくなる。
- ③ 動産税：他国におけるのと同様に宣誓に基づいて課税されるならば、この租税の不明瞭であった部分を十分に明瞭化することができる。
- ④ 人頭税：単純・普遍的な人頭税は、イギリス王国の偉大なる富と力量、すなわち国民についての状況を明らかにすることができる。また、称号・位階に対する人頭税は、世人が分不相応にゆきすぎて高位につくのを阻止するであろうし、同時に真に価値のある人を奨励することに役立つ。

こうして、ペティは、第二次対オランダ戦争のための戦費調達方法について、資産に対する地租・家畜などへの租税・動産税・家屋税、国民に対する内国消費税・人頭税こそが最善であることを力説する。そして、この提案の内容は、第三次対オランダ戦争(1672-1674年)の直前から戦後にかけての1671年から1676年までの間に執筆されたといわれている『政治算術』(*Political Arithmetick*, 1690)においても、基本的にはほぼそのまま踏襲

されている。

3 『賢者一言』における租税論の特質と意義

ペティによる『賢者一言』は、『租税および貢納論』において展開された租税に関する基本的な考え方を踏まえて執筆された、戦時租税論をその内容とする論策である。この論策では、社会経済現象の数量的観察・表章が実際に行われている。すなわち、『租税および貢納論』でも、国富について、また国民の支出などについて、正確に算定することの必要と重要性とがしばしば繰り返されていた。しかし、この論策においては、それらが実際に算定され、おびたしい数字となって配列されている。ペティにとって、税源としてのイギリスの富を客観的に計量することは、租税負担の公平について論じる場合の不可欠な前提をなしている。この論策では、それを実際に行うことによって、『租税および貢納論』の趣旨を一層徹底させているのである⁽²⁸⁾。そして、ここでの国富算定の直接的なねらいは、公平な租税負担による税収増大の可能性を示すことであり、それまでの土地に対する課税の偏りを排して、労働に対する課税の可能性を示すことにあったのである⁽²⁹⁾。

『賢者一言』において展開されている租税論の内容は、『租税および貢納論』におけるそれとは、いささか異なった点をもっている。第1に、租税負担配分原理における見解に違いが見られる。国家はどのような根拠で課税を行なうことができるのか、あるいは租税負担の配分はどのような基準に依拠して行すべきであるのかという課題は、租税論における中心的論点である。ペティは、『租税および貢納論』において、租税の根拠については明確に述べていない。しかし、ペティが、種々の課税方法を論ずる際に、「国民が、統治され保護されるために、さらに自分たちの君主や国土の名誉のために、不可欠とされるものに対する正当な分け前を支払うことに満足し、それに不服がないものとしよう」⁽³⁰⁾と述べていることから推察して、基本的には、先師ホブズ（Thomas Hobbes）と同様に、租税利益説（benefit theory）をとっていると考えてよいであろう⁽³¹⁾。したがってまた、租税

負担配分原理については、「人は、公共の平和に浴する分け前と利益とに応じて、……公共的経費を貢納すればそれでよいということは、一般になにびとといえども承認するところである」⁽³²⁾、また「名人は自分自身のために取得し、現実に享受するところに応じて貢納すべきものなのである」⁽³³⁾と述べていることから、応益課税原則（benefit taxation principle）の立場をとっていると考えてよい。しかし、ペティは、『賢者一言』においては、労働者を資産保有者と同じく租税を負担する潜在的能力をもった階層として捉え、応分の負担をすべきであることを説いている。こうしたペティの見解は、租税負担の基準を納税者の負担能力に求める租税負担配分原理における応能課税原則（ability-to-pay taxation principle）が、素朴な形で示されたものであると見てよいであろう⁽³⁴⁾。しかも、ここでは、この立場が前面に強く押し出されている。一般に、租税の根拠としての租税義務説（obligatory theory）は租税負担配分原理の応能課税を志向し、租税利益説は応益課税に結びつく。しかし、租税利益説は、応益課税に結び付くだけでなく、応能課税をも導く場合もある⁽³⁵⁾。ここでのペティの見解は、まさにそのケースであり、課税の根拠は公共サービスからの受益の存在に求められているが、租税負担配分は負担能力に応じて行うのである。

第2に、『租税および貢納論』においては、消費、享受利益あるいは富という概念は登場していたが、「収入」という概念は見当たらない。しかし、ここでは、この「収入」という概念が新たに登場し、しかも、ペティの租税負担の配分方法において重要な役割を果たすに至っている⁽³⁶⁾。

第3に、『租税および貢納論』においては、内国消費税以外の租税を原則的に否定していたのであるが、ここでは、内国消費税以外の租税を理論的に容認するに至っている。この点は、『租税および貢納論』における租税論との最大の違いであるといつてよい。

ペティは、『租税および貢納論』においては、各種の租税の適否を検討し、内国消費税をもって自然的正義に適う最も合理的なる租税であるとして支持し、それ以外の租税についてはほとんどすべ

てを否定している⁽³⁷⁾。このかぎりにおいては、ペティは、理論的にはあたかも内国消費税単税論者であるかのごとくである。また、後年の『政治算術』においては、その現実的可能性を論証することに努めている。しかし、いまや、ペティは資産に対する租税として地租・家屋税・動産税などを、国民に対する租税として人頭税・内国消費税を提案しており、内国消費税以外の租税が認められることになっている。しかし、このことをもって、ペティが、内国消費税重視の考えを放棄してしまったと断定するのは早計であろう。ペティは、『賢者一言』においても、依然として内国消費税中心主義の考え方を変えていないのである⁽³⁸⁾。上述したように、ペティは、国民全体の資産よりの収入と労働よりの収入の割合を3対5と推定し、これに基づいて租税を3対5の割合で資産と労働に対して課税されなければならないと説いた。そこで、経常経費100万ポンドを賄うためには、37万5,000ポンドは資産に対して、62万5,000ポンドは労働に課税されなければならないこととなる。資産に対する租税としては、地租・家屋税・動産税などが、労働に対する租税としては、人頭税と内国消費税が考えられている。国民に対する租税62万5,000ポンドの内訳は、人頭税が15万ポンド、内国消費税が47万5,000ポンドであった。したがって、租税収入総額中に占める内国消費税収入の割合は、50%に達する。臨時的戦費300万ポンドについても、同様に考えてよいであろう⁽³⁹⁾。

こうして、ペティは、『賢者一言』においても引き続き内国消費税を租税体系の中核に置いているのである。そして、第二次対オランダ戦争の約10年後に執筆された『政治算術』においても、イギリスの経済力増大の立場から、内国消費税の重要性が強調されている。しかし、ペティが、ここで、内国消費税以外の諸税を明白に容認するに至ったことは、その租税論における一つの大きな修正であるといわなければならない⁽⁴⁰⁾。このような、ペティにおける内国消費税についての主張の修正の問題は、『租税および貢納論』と『賢者一言』とがともに租税問題を取り扱った時事の論策であるにもかかわらず、前著は租税に関する原理論的な性格をもっており、後著は対オランダ戦争時の戦

時租税論＝戦費調達論であったという、両論策の基本的性格の差異によるものと思われる。

なお、上述したようなペティの内国消費税中心主義の修正論の中に、いまだ粗雑ではあるが、現代的な補完的租税体系の構想の萌芽を見出すことができる。すなわち、ペティが『賢者一言』で提案している内国消費税以外の諸税の容認は、当時の租税制度の問題点であるとされていた、負担における不均衡に対する改善方法の一つでもあったと解される。ペティによれば、この不均衡こそが、国民の間の「租税に対する真の、かつ最大の不満の種」と映ったのである。そこで、ペティは、現行租税制度に付随している租税負担の不均衡の問題を、内国消費税を中核としつつこれに人頭税を加え、あるいはあらゆる種類の資産から得られる収入に対する租税をも追加することにより、いわばタックス・ミックスを通じて解決しようとしていたとも考えられる⁽⁴¹⁾。

4 むすびにかえて

『賢者一言』は、商権獲得をめぐる戦われた第二次対オランダ戦争にイギリスが勝利するために、焦眉の急を告げる戦費を合理的に調達する方法を示すことを目的として執筆された小論策である。ペティの提示した戦費調達案は、ときの政府によって採用されることはなかったが、その後の租税論あるいは租税政策に大きな影響を及ぼすものであった。

ペティは、戦費調達上の租税主義に立脚して、戦費は公債によることなく租税によって調達されるべきであるとの基本的立場をとっている。このことは、『政治算術』においても示唆されているが、本論策においてはより詳細かつ具体的に論述されている。後年のイギリスにおいては、ドイツにおける公債主義とは反対に、戦費といえどもできうるかぎり租税をもって賄うべきであるとの立場が伝統的に形成された。こうした租税中心主義の戦費調達方法は、18世紀の中葉に登場する古典学派のアダム・スミス（Adam Smith）およびデイヴィッド・リカード（David Ricardo）などの所説を遵奉したものである⁽⁴²⁾。これに先だって、ペ

ティが戦時における租税中心主義を主張したことは、イギリス租税学説史上において評価されるべきであろう。

また、ペティは、戦費を主として内国消費税によって調達すべであることを提案しているが、これについても、当時あってはきわめて異例で大胆な内容のものであった。というのは、王政復古期においては、チャールズ二世の意思により、前期ステュアート朝の財政方式が踏襲され、経常経費は内国消費税・関税（Custom）・炉税などの間接税で、臨時的経費は月割税・補助金（Subsidy）・人頭税などの直接税で調達するということが通例となっていた。ようするに、内国消費税のような間接税ではなく、月割税のような直接税で臨時的経費を賄うというのが、財政運営を支配していた当時の通念ともいえるべきものであった。したがって、ペティによる戦費を内国消費税で調達するという提案は、当時の伝統的・慣習的観念に対して大きな転換を迫るものであったのである⁽⁴³⁾。そして、ペティのこうした見解は、かれから政治算術的方法を継受したチャールズ・ダヴナント（Charles D'avenant）やグレゴリー・キング（Gregory King）などによって、月割税のイギリス経済に及ぼすマイナスの効果の観点から、一層強調されることになる⁽⁴⁴⁾。

注

- (1) 酒井重喜『近代イギリス財政史研究』ミネルヴァ書房、1989年、379頁。
- (2) 大倉正雄『イギリス財政思想史—重商主義期の戦争・国家・経済—』日本経済評論社、2000年、24頁。
- (3) Stephen Dowell, *A History of Taxation and Taxes in England*, Vol. II, London, 1884, rpt. New York, 1965, pp.26-27. 仙田左千夫『イギリス公債制度発達史論』法律文化社、1976年、96頁。
- (4) C. D. Chandaman, *The English Public Revenue 1660-1688*, Oxford, 1975, p.92. 酒井重喜、前掲書、396頁。なお、この請負は失敗に終わり、1667年7月に、わずか1万4,000ポンドが得られたにすぎなかった。その主因は、一般大衆の抵抗はもとより、議会側が、終始、徴税請負人に敵対的態度をとりつづけたことであった。仙田左千夫、前掲書、97頁。
- (5) 隅田哲司『イギリス財政史研究—近代租税制度の生成—』ミネルヴァ書房、1971年、173-174頁。

- (6) とりわけ、この租税の負担は、北・西部諸州に対しては相対的に軽く、ロンドン周辺の諸州には重く賦課された。Cf. C. H. Firth and R. S. Rait, eds., *Act and Ordinances of the Interregnum 1642-1660*, Vol. I, London, 1911, pp.631-633.
- (7) William Petty, *Verbum Sapienti*, London, 1691, in C. H. Hull, ed., *The Economic Writings of Sir William Petty*, Vol. I, Cambridge, 1899, p.103. 大内兵衛・松川七郎訳『賢者には一言をもって足る』（同訳『租税貢納論』岩波書店、1952年、所収）、168頁。
- (8) *Ibid.* 同上。
- (9) *Ibid.*, p.104. 邦訳、169頁。
- (10) *Ibid.*, p.103. 同上。
- (11) Cf. *Ibid.*, p.111. 邦訳、180頁。後に、オグが概算したところによると、第二次対オランダ戦争を遂行するために当時のイギリス政府が実際に費した経費の総額は、580余万ポンドであった。Cf. David Ogg, *England in the Reign of Charles II*, Vol. I, Oxford, 1934, p.319.
- (12) William Petty, *Verbum Sapienti*, *op. cit.*, p.105. 邦訳、109-110頁。このイギリスの人口についての推定に当たっては、ペティ自身もその執筆に関与したといわれるグラント（John Graunt）の『死亡表に関する自然的及び政治的諸観察』（*Natural and Political Observations …… upon the Bills of Mortality*, 1662）における研究に依拠しているものと思われる。
- (13) *Ibid.*, pp.106-108. 邦訳、171-174頁。
- (14) *Ibid.*, p.108. 邦訳、175頁。
- (15) Cf. *Ibid.* 同上。なお、後年の『政治算術』（*Political Arithmetick*, 1690）においては、イギリスの人口は1,000万人、国民一人当たりの年支出額は7ポンドと推定している。こうした数値についての矛盾は、他にもいくつか見られる。
- (16) 井手文雄『古典学派の財政論（増訂新版）』創造社、1960年、139-140頁。
- (17) 大倉正雄、前掲書、27-28頁。
- (18) 同上書、29頁。
- (19) William Petty, *Verbum Sapienti*, *op.cit.*, p.114. 邦訳、185-186頁。
- (20) *Ibid.*, p.113. 邦訳、184頁。
- (21) *Ibid.*, p.110. 邦訳、179頁。
- (22) ペティは、『政治算術』の第7章においても、数に違いが見られるが、同様の見解を表明している。その大要を示せば、以下のとおりである。国家非常の戦時の場合には、歩兵10万、騎兵4万、水兵4万を必要とし、そのための経費は1年間に500万ポンドである。他方、経常経費は年当たり60万ポンドである。しかしながら、イギリス国民1人の1年間の支出額は7万ポンド、人口は1,000万人であるから、総支出額は7,000万ポンドである。そこで、総支出額の10分の1で十分に戦時における費用を支弁しうることとなる。しかも、総支出の10分の1をとり去られることは、けっして国民にとって苦痛なことではない。というのは、国民が20分の1だ

- けより少なく支出し、20分の1だけより多く働けば、けっして無理なことではない。Cf. William Petty, *Political Arithmetick*, London, 1690, in C. H. Hull, ed., *op. cit.*, Vol. I, pp.305-306. 大内兵衛・松川七郎訳『政治算術』岩波書店, 1952年, 134-135頁。
- (23) William Petty, *Verbum Sapiendi*, *op. cit.*, p.110. 邦訳, 179頁。
- (24) Cf. *Ibid.*, pp.111-112. 邦訳, 181-182頁。
- (25) Cf. *Ibid.*, p.112. 邦訳, 182頁。
- (26) 大倉正雄, 前掲書, 32-33頁。
- (27) William Petty, *Verbum Sapiendi*, *op. cit.*, p.115. 邦訳, 187頁。
- (28) 松川七郎『「賢者には一言をもって足る」について』(大内兵衛・松川七郎訳『租税貢納論』, 所収), 227-228頁。
- (29) 浦田昌計『初期社会統計思想研究』御茶の水書房, 1997年, 183頁。
- (30) William Petty, *A Treatise of Taxes and Contributions*, London, 1662, in C. H. Hull, ed., *op. cit.*, Vol. I, p.38. 大内兵衛・松川七郎訳『租税貢納論』岩波書店, 1952年, 68頁。
- (31) くわしくは, 吉田克己『イギリス重商主義とウィリアム・ペティー—近代的租税論の先駆—』八千代出版, 2012年, 第8章第1節を参照せよ。
- (32) William Petty, *Treatise of Taxes*, *op. cit.*, p.91. 邦訳, 157頁。
- (33) *Ibid.* 同上。
- (34) 大倉正雄, 前掲書, 30頁。Cf. C. D. Chandman, *op. cit.*, p.139.
- (35) 山本栄一『租税政策の理論』有斐閣, 1975年, 28, 31頁。Cf. R. A. Musgrave, *The Theory of Public Finance: A Study in Public Economy*, New York and London, 1959, Chap.4・5. 木下和夫監修・大阪大学財政研究会訳『財政理論』(I), 有斐閣, 1961年, 第4・5章。
- (36) 井手文雄, 前掲書, 138頁。
- (37) Cf. William Petty, *Treatise of Taxes*, *op. cit.*, Chap.4・5・6・7・9・12・13. 邦訳, 第4・5・6・7・9・12・13章。
- (38) 井手文雄, 前掲書, 139頁。
- (39) 同上書, 142頁。
- (40) ケネディは, ペティが『租税および貢納論』における内国消費税中心主義の主張を捨てて、『賢者一言』においては別の租税体系をとっていることを指摘している。Cf. William Kennedy, *English Taxation 1640-1799; An Essay on Policy and Opinion*, London, 1913, new imp. 1964, p.4.
- (41) *Ibid.*
- (42) スミスは, 戦時に重税を課せば, 早く戦争を止めることとなり, また軽々しく戦争を起こさないであろうから, 戦争の期間が短く平和の期間が長く, したがって新規の資本蓄積が阻害される期間が短いと論じている。Cf. *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, London, 1776. ed. by Edwin Cannan, Vol. I, London, 1904, 2nd ed., 1920, p.411. 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』(II), 岩波書店, 1965年, 1337-1338頁。リカードもまた, 租税の負担感が心理的に戦争防止の役割を果たし, 節約に対する努力が公債の場合よりも大きく, 一国の産業に及ぼす攪乱が長期にわたらないなどの理由を挙げて, 戦費は全額租税によって賄うべきであると説いている。Cf. David Ricardo, *Essay on the Funding System*, Edinburgh, 1820, in Piero Sraffa and Maurice H. Dobb, eds., *The Works and Correspondence of David Ricardo*, Vol. IV, Cambridge, 1951, rpt. 1966, pp.185-190. 井手文雄訳『リカードウ公債論』北隆館, 1948年, 99-100頁。
- (43) 大倉正雄, 前掲書, 36頁。当初, 官廷側(政府)には, 戦費を内国消費税をもって調達する考えがあったが, 議会(庶民院)の反対を受けた。その意味では, ペティによる戦費を内国消費税をもって調達するという提案は, 官廷の意に沿うものであったといつてよい。
- (44) 竹本洋「王政復古期の租税と経済—『政治算術』による臨時税の経済的効果の測定—」, 『経済学雑誌』(大阪市立大学)第85巻第2・3号, 1984年9月, 51-72頁を参照せよ。